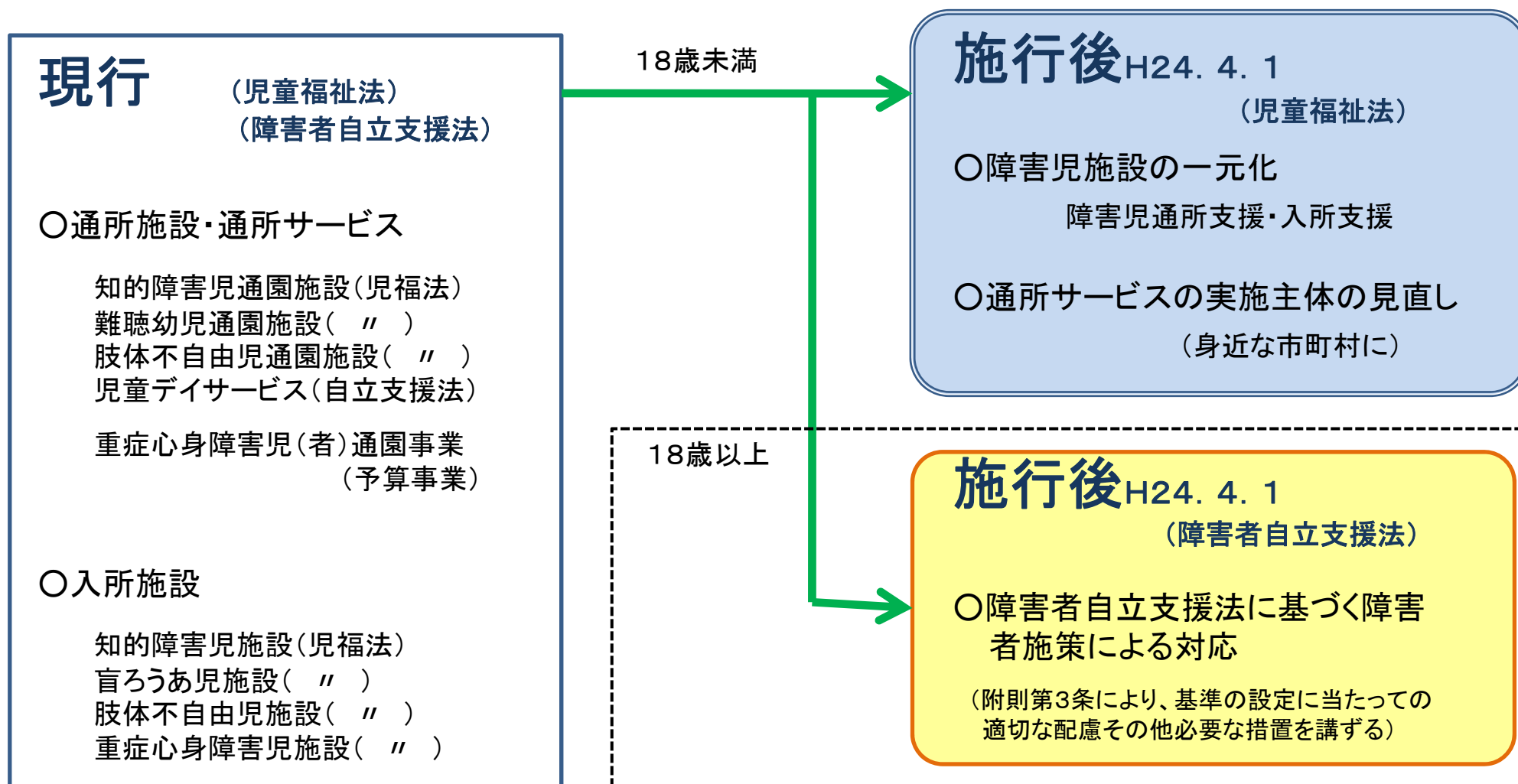


障害児支援の強化について

改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

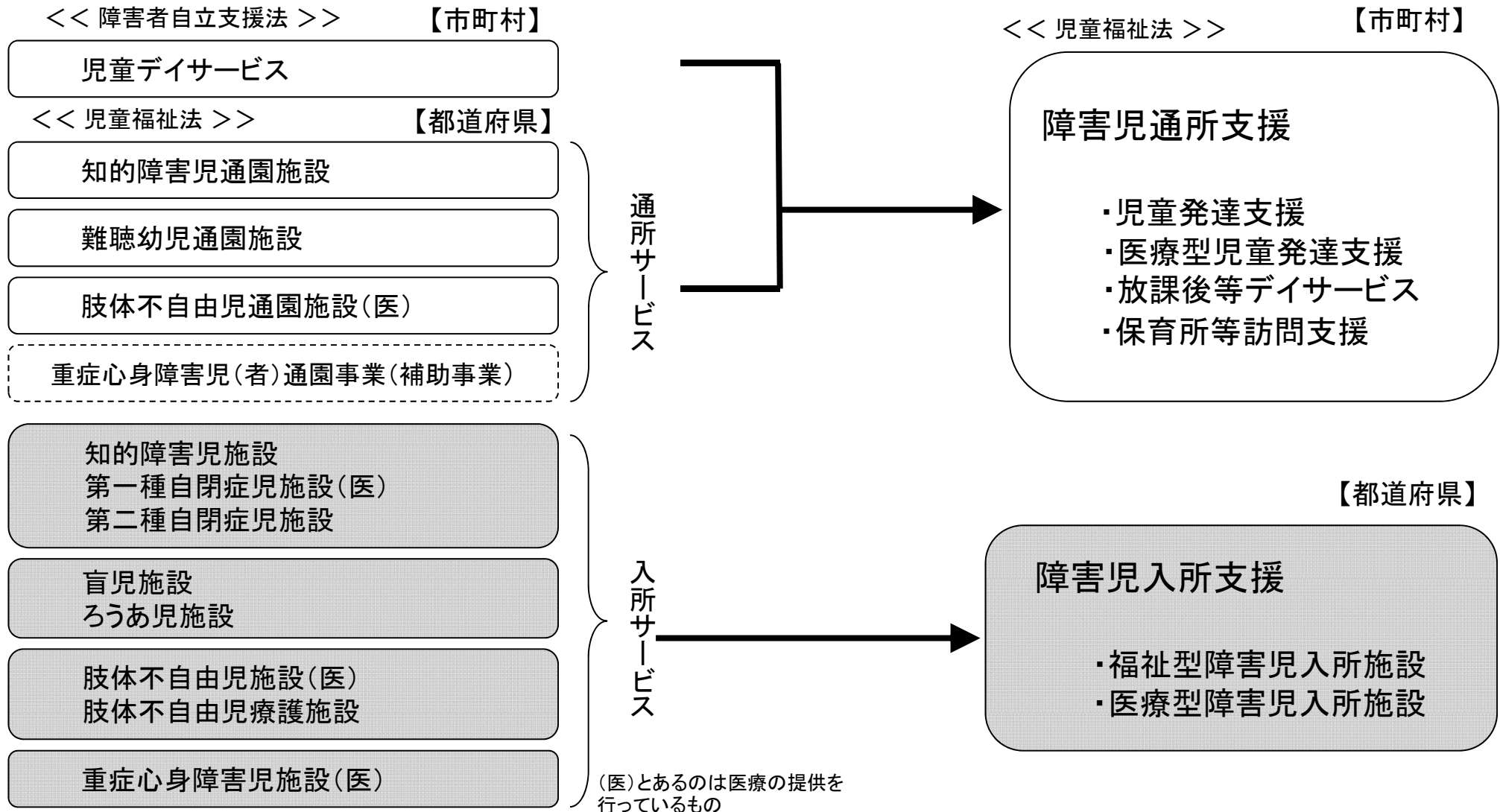
- 障害児を対象とした施設・事業は、現行、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法（児童デイサービス。なお、重心通園事業は予算事業）に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。

また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



障害児施設・事業の一元化 イメージ

- 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



障害児施設・事業の一元化に係る基本的な考え方

基本的な考え方

- 身近な地域で支援が受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

見直しのポイント

- 施設・事業所が円滑に移行できるよう、現行の基準を基本とするが、身近な地域で支援が受けられるよう、施設、事業所が障害児の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとする。
- 特に通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和するとともに、地域の実情に応じた整備を促す。
- 障害特性に応じた専門的な支援が引き続き提供できる仕組みとする。特に重症心身障害については児者一貫した支援を確保する。
- 18歳以上の障害児施設入所者が、必要な障害福祉サービスを受けることができるよう障害福祉サービスの基準設定に当たって配慮する。必要に応じて、障害福祉サービスと一体的に行うことができる仕組みを工夫する。

障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指す。

児童発達支援の概要①

- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供（医療法上の診療所の指定）の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

<< 予算事業 >>

重症心身障害児(者)通園事業

※(医)とはあるもの医療を提供

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

児童発達支援

- ・福祉型児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業

医療型児童発達支援

- ・医療型児童発達支援センター
- ・指定医療機関※

※ 指定医療機関とは、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。

児童発達支援の概要②

○ **改正後のあり方** ～身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供～

- ・ 児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応。

○ **対象児童**

- ① 法 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応を目指す、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ **定員**

定員10人以上 (※主たる対象とする障害を重症心身障害とする児童発達支援事業の場合は5人以上)

○ **提供するサービス**

【福祉型児童発達センター、児童発達支援事業】

- ① 法 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与
(これを児童発達支援という。)

【医療型児童発達センター】

- ① 法 児童発達支援及び治療を提供

「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、及び集団生活への適応訓練の実施」と規定(予定)

- ① 法 障害の特性に応じて提供

① 法 とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。

児童発達支援センターと事業について

法 児童発達支援は、
①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
②それ以外の「児童発達支援事業」
の2類型

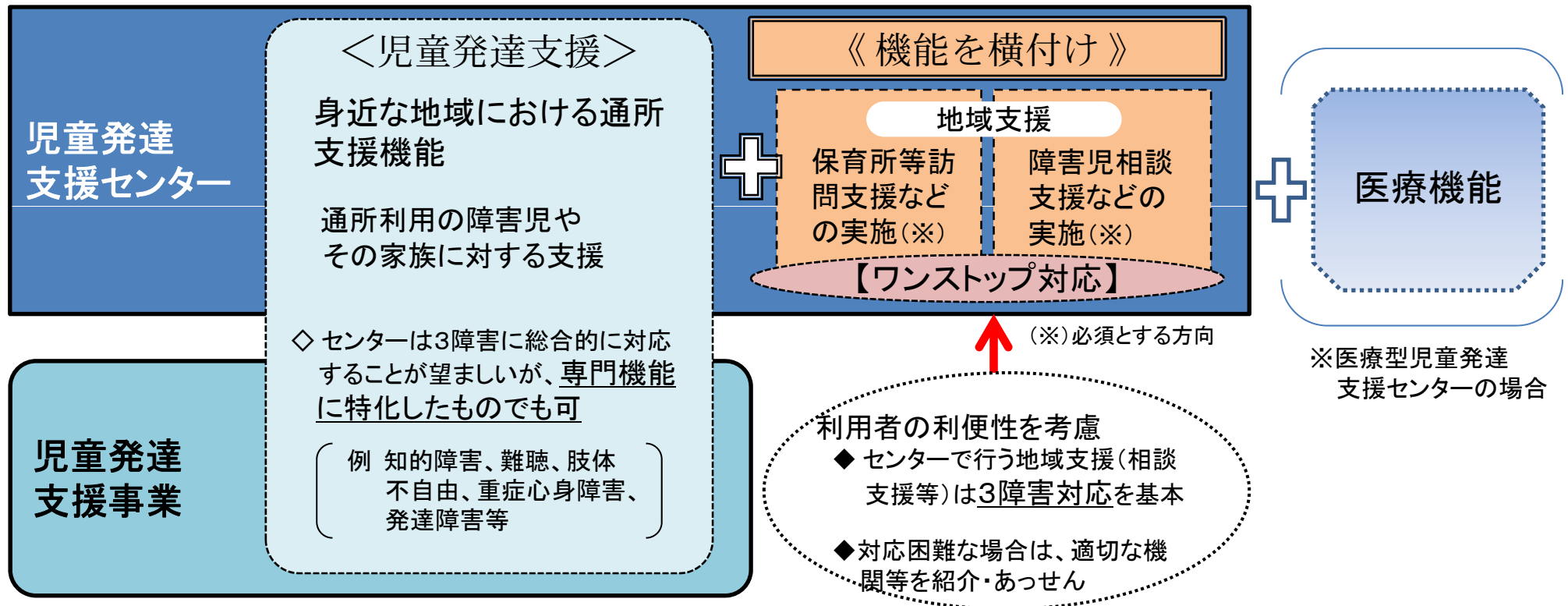
法 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設

「便宜を適切に供与することができる施設」と規定（予定）

○ センターと事業の違い

○ センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、

- ・ 「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
- ・ 「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



児童発達支援の整備の考え方について

児童発達支援は、通所により利用する身近な療育の場として、より近接した地域において量的な拡大を図っていく一方で、それぞれの場において、各障害別に関わりなく適切な支援が受けられるよう支援の質の確保を図ることも重要。

各障害別に関わらず適切な支援を受けられるようにする（質の確保）

できる限り身近な場所で支援を受けられるようにする（量の拡大）

- ◆ 児童発達支援センターがその役割を担い、関係機関等と連携を図りながら重層的に支援
- ◆ 児童発達支援事業との支援ネットワーク（支援方法の共有と事業への支援）

◇ 児童発達支援事業の基準設定を工夫し、児童発達支援事業の設置を促進

- （法）第1種（知的通園、難聴通園、肢体通園）→第2種社会福祉事業へ（NPO法人等、多様な実施主体の参入）
 - ・多様な基準設定による弾力的な実施形態を認める

◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー（センターからの支援等により質も向上）

○ 整備量のイメージ（案）

◆ 児童発達支援センター

○ 地域支援を行う「センター」は、市町村～障害保健福祉圏域の範囲に1～2カ所設置のイメージ。

- ・概ね10万人規模に1カ所以上。
- ・人口規模の大きい市は、10万人を目安に複数カ所設置し、逆に人口規模の小さい市町村は、最低でも1カ所設置。

（※医療型児童発達支援センターを含む）

◇ 児童発達支援事業

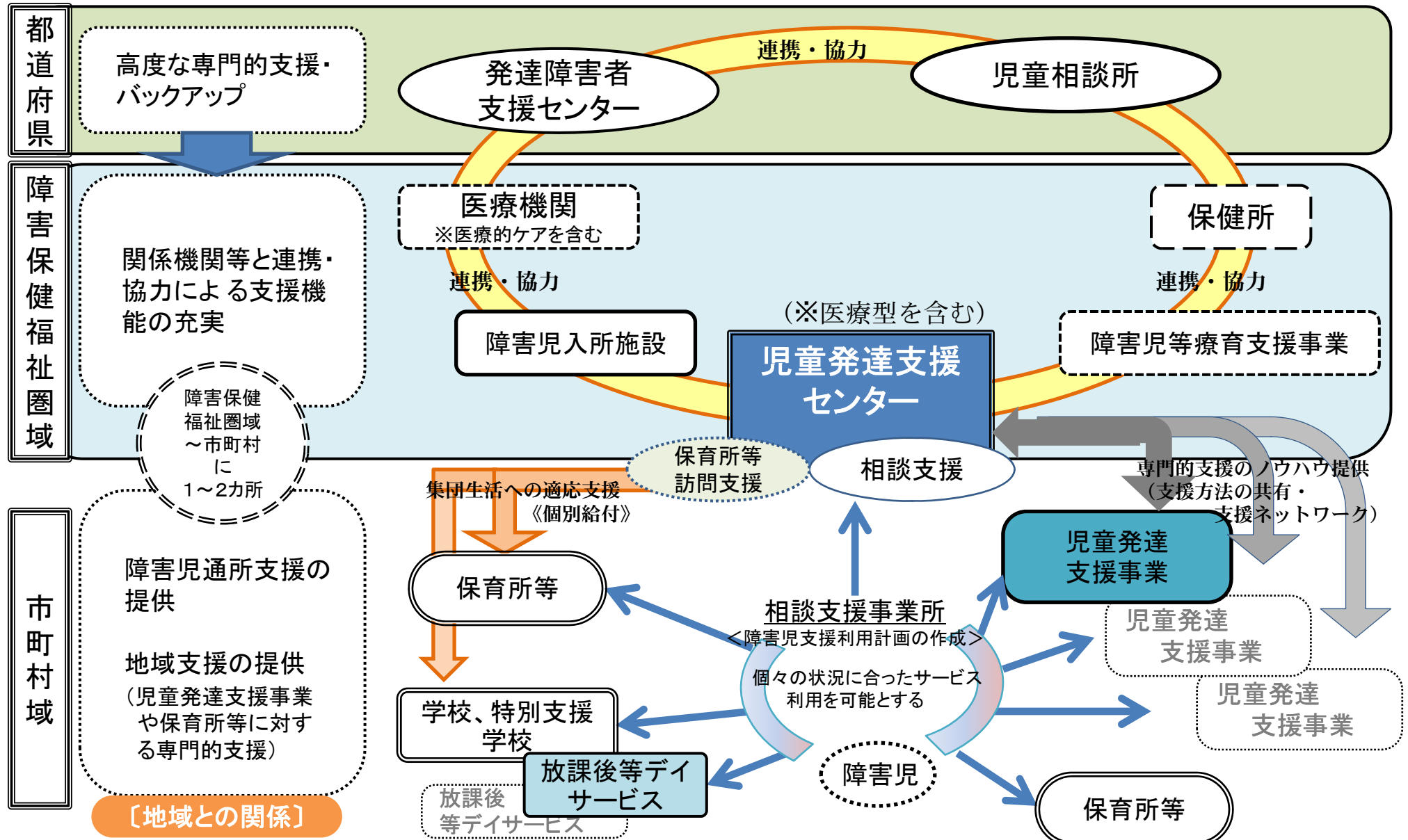
○ その他の「事業」は、市町村の範囲に複数設置のイメージ。

- ・障害児の通園可能な範囲（例えば中学校区など）を基準に最低1カ所以上。

（※放課後等デイサービスを含む）

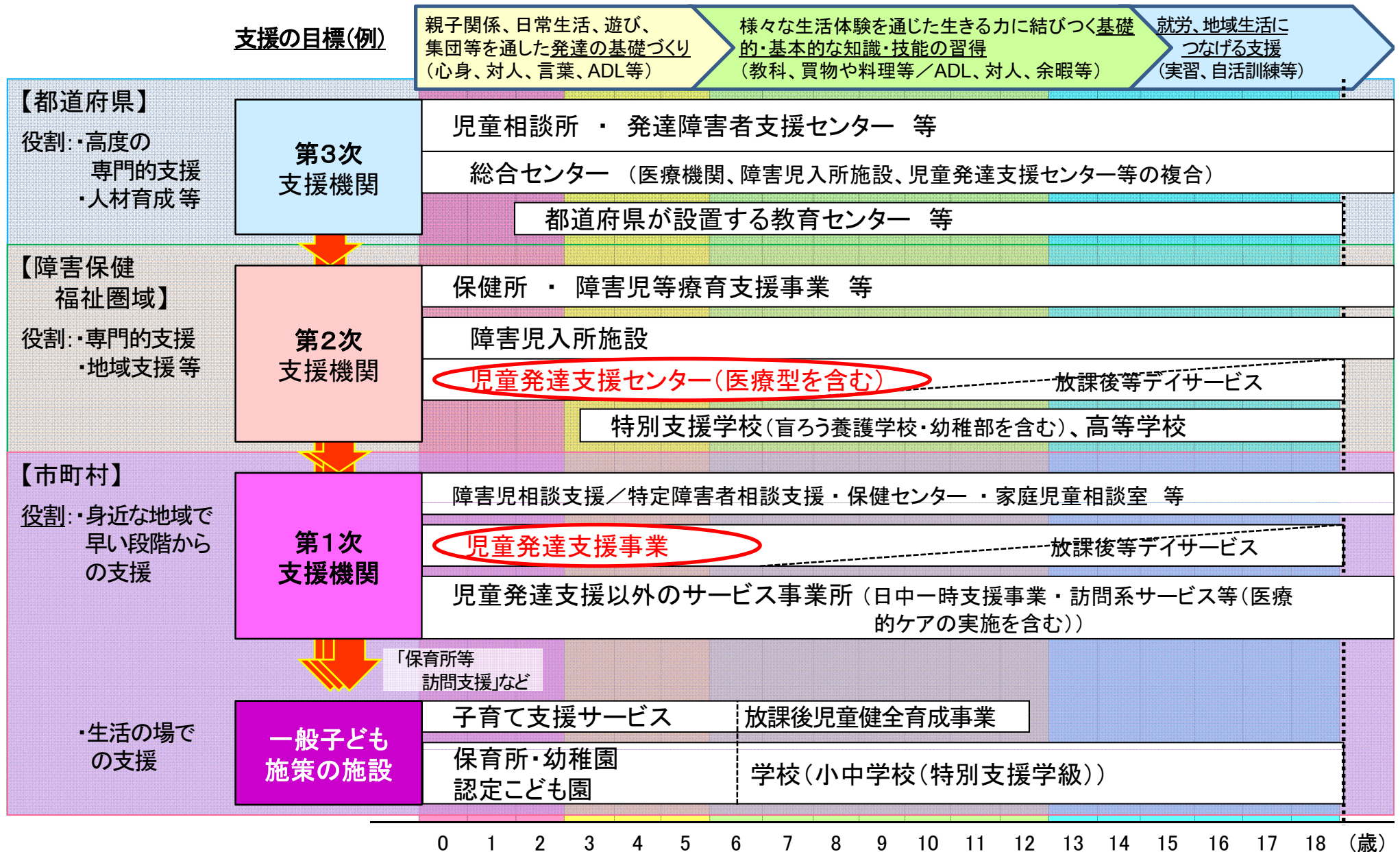
地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ(案)

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



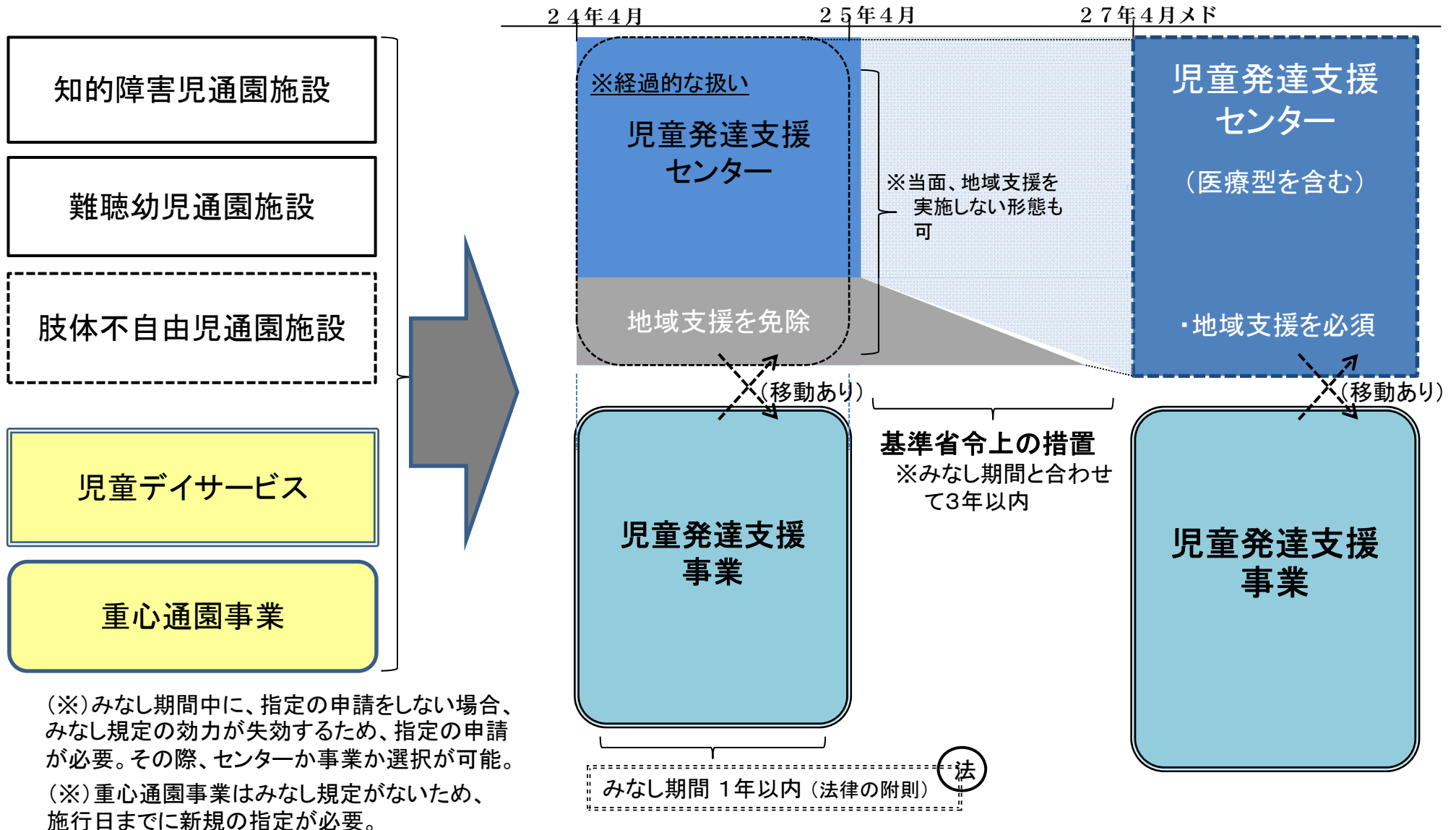
年齢に応じた重層的な支援体制イメージ(案)

年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続されることを期待。



移行に関する経過措置(案)

- 児童発達支援は、法律の附則に「1年以内」とするみなし規定がある。
また、児童発達支援センターについては、地域支援を提供するための実施体制の整備などに一定の期間を要すると考えられることから、さらに基準省令上の経過措置を講ずる。(合わせて3年以内(平成27年3月末まで(予定)))



(参考) 附則に定める経過措置(みなし規定に関すること)

※現行の施設等は、施行日において以下のようにみなされるので、特別な手続は必要としない。

◇ 事業者指定に関する経過措置 ④ 【※他のサービスを実施する場合は、指定が必要。(次頁)】

○児童デイサービス → 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第1項)

○知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設 → 「児童発達支援」

- ・ 知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る指定を受けている者は、施行日に、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第2項)

○肢体不自由児通園施設 → 「医療型児童発達支援」

- ・ 肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る指定を受けている者は、施行日に、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第3項)

(※)いずれも施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効となることに留意。

◆ 事業等の開始に係る届出に係る経過措置 ⑤

○児童デイサービス → 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。

(附則第33条第1項)

○知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設 → 「児童発達支援センター」

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)又は肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。(附則第34条第2項)

※児童デイサービスには、多機能型、経過的児童デイ等を含む。

(注) 施行日までに必ず行う必要がある事務(みなし規定がないもの)

内 容	実施主体
○障害児通所支援事業者又は障害福祉サービス※¹の指定 ＜該当事業者＞ ・障害児施設(通所)で、就学児童に支援を提供する場合 →放課後等デイサービスの指定が必要 ・重症心身障害児(者)通園事業を実施している事業者 →児童発達支援※²(又は障害福祉サービス)の指定が必要 ・施行日以降に、新規で障害児通所支援(保育所等訪問支援を含む)を開始する者	都道府県 指定都市 児童相談所設置市 ※¹ 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市

※² 就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受けることが必要。